**医療観察法研修**

参加者：田中施設長・芳賀サービス管理責任者・世話人 丸山

日時：2023年2月17日 14：00～16：30

場所：Zoomオンライン研修

講師：法務省さいたま保護観察所社会復帰調整官　長谷氏

　　　指定管理自立訓練施設 けやき荘　PSW 明石浩介氏

　　　埼玉県立精神医療センター　PSW　助川裕香氏

内容：1，医療観察法について

　　　2、地域における医療観察法対象者の支援について

　　　3，医療観察法研修会（医療従事者より）

**1，医療観察法(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律)**

心身喪失状態で罪を犯した人が、継続的な医療を受けながら、必要な指導や助言により、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、社会復帰促進を目的とした法律です。**検察官が、裁判所に申し立てをし、医療観察法の対象者となるか判断します。心身喪失、または耗弱者として不起訴となり、無罪が裁判によって確定した者。耗弱を理由に刑を減軽することが裁判で確定した者。重大な他害行為は殺人、放火、強制わいせつ、強制性交等、傷害(軽微なものは除く)、強盗が対象行為です。**

審判が終了し、医療観察法の対象者となった者は、指定医療機関に入院または通院し、医療ケアを受けます。**入院となった者が退院になる際も裁判所が退院決定を行い、退院が決定したのち通院医療・地域処遇へと移ります。**通院処遇は裁判所命令で決定し、国の指定する通院医療機関に原則3年間通院となります。対象者が守るべき事として一定の住居に住む事、長期旅行や転居時は保護観察所に届け出る事、面接に応じる事があげられ、安定した地域生活を維持するにあたり、地域支援チームの確保をしなければなりません。**最終的にグループホーム等地域に受け入れられた後は。特別なサービス提供は不要で、他の利用者と同じサービスを提供します。**医療保護独自として、3ヶ月に1回程度のケア会議に参加。必要時には保護観察所に報告、相談をする事があげられます。

**2，医療観察法研修会（医療従事者より）―入院処遇について**

（1）入院処遇、通院処遇での医療観察法における目的は以下の3つとなります。また、目的に付随して、**急性期、回復期、社会復帰期と段階を経て地域生活に戻るための準備を行います。**

①**精神の病気に対し、必要な治療を行う**

　　例：病気の理解を深めるためのプログラム。睡眠リズムの安定。薬物療法。

②**再度、他害行為をおこさないために必要な対処方法を考える**

　　例：自身にとってのストレスを学び、対処法を探す。

③**安定した地域生活を送るため退院及び社会復帰の準備をする**

　　　例：住まい。食事の準備。困ったときの相談先。日中の居場所。お金や財産の管理。

（2）治療ステージについて（急性期、回復期、社会復帰期）

①**急性期**：**症状の安定と生活リズムを整えて入院生活に慣れたうえで**、これからの自分の治療について考えていきます。医療観察法の理解を深めていきます。

②**回復期**：自分に必要な治療プログラムを理解し、**自身の症状や病気、症状と対象行為との関連性、自分自身について知る事**。被害者家族の気持ちを理解する事。**退院後の生活について**考え、薬の必要性を理解して服薬の自己管理を行ったり、生活能力の回復も目的に外出をするようになります。

③**社会復帰期**：**退院後の生活を計画し、社会生活の準備を目的として外泊をします**。入院の意味をもう一度考え、自分から治療の継続ができるようにし、症状の注意サインの理解や援助の求め方をわかるようにします。

（3）CPA会議について

　CPAとはケアプログラムアプローチの略で、本人の治療および退院後に関わる関係者が集まって行う会議の事です。

**過去（事件や生活の様子）、現在（入院中の様子、課題の達成評価）、未来（今後の治療計画、退院後のこと）について意見交換をし、合意形成する場**です。

　入院中の治療経過をふまえ、**より具体的に未来（クライシスプラン、処遇実施計画書）検討する場**でもあります。

　CPA会議参加者例：本人、家族、社会復帰調整官、**福祉施設職員**、保健所。通院先の病院、市役所、担当多職種連携チーム

※3/15に**田中施設長と芳賀サビ管**が参加します。

3，**地域における医療観察法対象者の支援について**

　　地域生活に移行するにあたり、対象者に良い所があって強みがあったとしても、**対象行為が「障害」になることも少なくありません**。**客観的に見た本人像を伝えなければならないジレンマが生まれてきます。**対象行為が地域生活に移行するためには「障害」となる事を考慮して、支援をすることが必要です。

　また、医療観察法対象者は支援者が多いため、手厚い支援が可能となります。そのため、**関係機関のニーズと本人のニーズが異なりやすくなる事が考えられます**。前提として**本人のニーズに寄り添い**つつ、周りの支援者の**不安や心配とくみ取って支援に反映していく**必要があり、情報共有を上手く行っていく必要があります。

　対象行為に着目し過ぎず、**本人の良い所から**アプローチできるよう支援の枠組みを作って行き、ひとつの機関で抱え込み過ぎず**関係機関との連携体制をしっかりと取る事が大**事です。

**4，医療観察法研修を受けての感想**

本法の目的は「社会復帰の促進」であり、そのための準備時間をかけて行っていくなかで、支援者の存在や対象者本人のパワーはとてつもないものだと思いました。**医療的ケアを十分に受けたのち、地域に戻って生活をするためにも対象行為という情報が一人歩きして、最終的には断りを受け、地域生活への道が遠ざかっている人が世の中に何人いるのか**。本当は伝えたくない情報も、人となりを知っていても**伝えなければならないという葛藤**のなか支援にあたる支援者に、非常に感銘を受けました。対象者も、自分の今の状況や医療観察法を理解した上で情報提供に同意をしている事がわかり、提供される情報だけでなく、実際に会って、情報を得る事がいかに大切なのかを学びました。